入　札　説　明　書

令和９年度海老名本部の電力購入
（令和８年 11 月 19 日付け公告分）

【概算総価入札】

地方独立行政法人
神奈川県立産業技術総合研究所

この入札説明書は、本入札に係る公告並びに次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
(4) 当法人の会計規程、契約事務取扱規程
(5) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか、入札に係る詳細な手続については「入札参加にあたっての留意事項」に定めるところによるものとする。

「入札参加にあたっての留意事項」ＵＲＬ
https://www.kistec.jp/nyusatsu/nyusatsu-points/

「入札参加ガイド」ＵＲＬ
https://www.kistec.jp/kistec-manage/wp-content/uploads/nyusatsu_guide.pdf

１　調達内容

(1) 購入物品の名称及び数量
令和９年度海老名本部の電力購入　４，７７３，５２０キロワット時

(2) 購入物品の特質及び契約の条件等
入札説明書、仕様書、契約書（案）及び覚書（案）のとおり

(3) 納入期限
令和９年４月１日～令和10年３月31日

(4) 納入場所
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（神奈川県海老名市下今泉705-1）

２　入札参加資格

入札参加資格確認申請書受付締切日から落札決定までの全期間に渡って、次の掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規程第２条に基づき、以下に該当しない者であること
ア　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者
イ　神奈川県指名停止等措置要領に基づく入札参加停止の措置がなされている者
ウ　次の各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、その事実から２年が経過していない者、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
（ア）　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
（イ）　公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
（ウ）　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
（エ）　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
（オ）　正当な理由なく契約を履行しなかった者
（カ）　ウの規定により競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当

たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 神奈川県競争入札参加資格者名簿（物品の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）に営業種目として「その他の物品」に登載されており、「A」又は「B」等級に区分されている者であること、又は、これらと同等の資格があると認められる者であること

(3) 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること

(4) 電気事業法第２条の２の規程に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること

(5) 環境への配慮に関する事項について、別に定めた条件に適合していると認められる者であること

なお、この入札に参加を希望する者で（2）に該当しないものは、次により資格審査を申請し認定を受ける必要がある（この認定は、当該入札に限り限定的に認定するものであるため、認定を受けたことにより、神奈川県入札参加資格者名簿に登載されるものではない。）。

ア　資格の確認についての問い合わせ先

３に記載する所属

イ　提出書類

４に記載する書類及びその他必要な書類をアの所属に提出すること。

また、必要な書類については、令和８年 12 月１日（火）までにアの所属に問い合わせること。

ウ　提出期限

令和８年 12 月 11 日（金）午後５時まで

3　入札に関する事務を担当する所属

郵便番号　243-0435

所 在 地　海老名市下今泉 705-1

所 属 名　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

総務部経理課　大下

電話番号　（046）236-1500（代）内線 5016

4　入札参加資格確認申請書

入札参加希望者は、令和８年 12 月 11 日（金）午後５時までに「競争入札参加資格確認申請書」、「適合証明書」及び「使用印鑑届」を直接持参するか配達記録が残る郵便等により３に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出すること。なお、本件は令和９年度に属する契約となるため、令和９・10 年度の神奈川県競争参加資格の認定が必要となる。従って、神奈川県の競争参加資格にて当該入札の申請を行う場合、令和９・10 年度定期申請（神奈川県競争参加資格）の申請を行ったことが判断できる資料（「かながわ電子入札共同システム」における資格申請システムから出力した申請書（控）又は申請書データ送信後に受け付けた旨を通知するメール（受付番号入り）の写し）を併せて提出すること。確認申請の結果については、令和８年 12 月 18 日（金）午後３時以降に「入札参加資格確認通知書」を、「競争入札参加資格確認申請書」の入札担当者情報に記載のＥメールアドレスに電子メールにより送付することにより通知する。

ただし、「入札参加資格確認通知書」で競争参加資格「有」とした場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格の確認ができた場合のみ落札者として決定する。

5　入札の参加資格がないとされた場合の説明要求

入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して５日以内に、３の所属に対し、説明を求めることができる。

6　入札日程

(1) 質問受付期間

令和８年 11 月 19 日（木）から令和８年 12 月１日（火）午後５時 00 分まで

(2) 入札参加資格確認申請期限

令和８年 12 月 11 日（金）午後５時 00 分まで

(3) 入札参加資格確認通知書通知日

令和８年 12 月 18 日（金）

(4) 入札書提出期間

令和８年 12 月 23 日（水）午前８時 30 分から令和９年１月４日（月）午後５時 00 分まで

(5) 開札予定日時

令和９年１月５日（火）午前 10 時 00 分

＊　開札時間は多少遅れる場合がある。

7　郵便又は持参による場合の入札書等の提出方法及び場所

郵便又は持参により入札書（内訳書含む。以下同じ。）又は辞退届を提出する場合は、入札書又は辞退届を作成し封筒に入れ密封し、その封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「○月○日開札、（件名）の入札書（又は辞退届）在中」と朱書きし、入札書受付締切日時までに到達するよう、３の所属あてに提出しなければならない。郵便の場合は書留郵便等、確実な方法で提出すること。

8　その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 調達に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方の負担とする。

(4) 案件についての質問及び回答

仕様書等について質問等がある場合は、「入札質問書」を添付して電子メール

（E メールアドレス　om-keiri@kistec.jp）により行うこと。

質問の文面中には、質問者を特定できる内容を記載しないこと。

質問に対する回答は、令和８年 12 月７日（月）午後５時 00 分までに、当法人ホームページ「入札情報」に掲載する。なお、質問回答は、入札書提出期限日まで掲載する。

入札参加者は入札前に必ず質問等の内容を確認したうえ入札すること。

入札説明書及び仕様書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

なお、質問受付期間後の質問（再質問含む）は一切受付ない。

(5) 入札の辞退等

入札を辞退する場合は、入札参加辞退届を入札書提出締切日時までに持参又は配達記録が残る郵便により３の所属に提出すること。

一旦提出された入札参加辞退届は、撤回できない。

入札書提出締切日時までに入札書又は入札参加辞退届を提出しなかった場合は、未提出として取り扱う。

⑹ 入札する金額

入札書に記載する金額は、１（1）に記載した予定数量総量に基づく概算総価（消費税及び地方消費税込みの金額）の110分の100に相当する金額とすること。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、品目ごとの１単位あたりの単価（消費税及び地方消費税込みの金額）に当該品目の予定数量を乗じて得た金額の合計額（概算総価）の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

なお、入札金額は、少数第５位以下の金額がある場合は切り上げた後、少数第４位まで記載すること。

また、入札金額算定にあたって、自家発補給電力の使用電力量、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。独自の減額メニューがある場合などは、積算書記載の単価メニューに基づき積算する必要はないが、力率は100％として算出すること。

なお、入札金額を算出する途中での、月々の項目ごとの端数切捨等の端数処理は行わないこと。

⑺ 入札金額内訳書の提出

入札書の提出の際、入札金額の内訳書を必ず添付すること。

内訳書の様式は配布した様式以外も可とするが、入札金額を算出する途中での端数切捨等の端数処理は行わないこと。

また、内訳書には「日付」、「商号」、「代表者又は代理人名」を記載し、押印すること。

なお、内訳書の添付のない入札及び内訳書に不備があると判断された入札は無効とする。

⑻ 入札の回数

入札の回数は原則として１回とするが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、２回まで入札を行うものとする。２回目の入札を行う場合は、「再度入札通知書」に２回目の入札の日時を記載して、「入札参加資格確認申請書」の入札担当者情報に記載のＥメールアドレス宛に、通知する。なお、１回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は１回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできない。

再度入札を行う際の予定日時は、次のとおりとする。この予定日時は変更の可能性がある。必ず「再度入札通知書」で確認すること。

ア　再度入札書提出予定期間

令和９年１月６日（水）午前８時30分から令和９年１月８日（金）午後５時00分まで

イ　再度入札開札予定日時

令和９年１月12日（火）午前10時00分

⑼ 無効となる入札

次の一に該当する入札書は、無効とする。

ア　公告に示した入札参加者に必要な資格のない者が提出したもの。

イ　入札説明書及び仕様書等に示す入札条件に違反した入札書。

ウ　入札書において、次に掲げる不備があった場合。

（ア）入札者等の記名押印及び訂正印がないもの。

（イ）金額の記載が不鮮明なもの。

（ウ）誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの。

（エ）入札参加者氏名、入札案件名、入札回数、入札金額の記載に重大な誤りがある又は不明確なもの。

エ　２通以上入札書を提出した場合。

(10) 落札者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、入札参加者立会いのもと、くじ引きにより落札者を決定する。くじ引き実施日時及び実施場所は、別途対象入札参加者に連絡する。同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当法人の入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

(11) 契約する金額

契約は、落札者が積算にあたって設定した単価メニューに基づく単価契約とする。

契約単価は、入札書提出の際に提出する入札金額の内訳書に記載された、入札金額算出の基礎となった品目ごとの単価（消費税及び地方消費税込みの金額）とし、その金額に円未満の端数があるときは、小数点５位以下を切り捨てるものとする。

(12) 契約書の作成

ア　本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとする。

イ　契約書は、別紙契約書（案）を基に２通作成し、各自その１通を保持する。

ウ　契約条項

別紙契約書（案）のとおり

エ　契約を締結する所属の名称及び所在地

郵便番号　243-0435

所 在 地　海老名市下今泉 705-1

所 属 名　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

総務部総務課施設グループ　廣田

電話番号　(046) 236-1500（代）内線 2027

(13) 業者調査への協力

当法人では、契約に係る発注者の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことがある。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設ける。

（業者調査への協力）
第〇条　発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
２　受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する発注者の会計年度から６会計年度の間は、同様とする。

(14) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、発注者が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき発注者の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意したものとみなす。

(15) その他必要な事項

本契約は、令和９年度において予定される業務の契約予定先を決定する手続きである。本入札の落札決定の効果は、令和９年度における本契約に係る業務が出資団体の長に認可された場合であって、当法人の予算措置が可能な場合において効果を生ずるものとする。